

第49回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和7年12月2日（火） 13:30～15:30

場所： 農林水産省第3特別会議室（対面・WEB会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、久城真代、郷野智砂子、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、大井田寛、木幡光範、中村純、増村健一、三浦秀樹

3 会議の概要

（1）農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたジャパミリルア、ジンプロピリダズ及びベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン）を有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料3、4及び5）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）ジンプロピリダズの農薬原体部会における2回の審議の間が1年弱とあいているが、申請者に追加で試験成績を要求したということか。

（回答）そのとおりであり、そのために時間を要した。

（質問）ベンジルアデニンについて、本剤は側芽発生及び摘果を促進するものであるが、薬害はどのような指標で評価されるのか。過剰な摘果や側芽の発生は薬害としているのか。

（回答）果実の汚れ等を確認している。摘果が意図しないものである場合は薬害であるが、本剤のように摘果を目的に農薬が使用される場合、摘果作用を薬害と判断することはない。

（質問）ベンジルアデニンに付された眼刺激性に関する注意事項について、正しく使えば問題ないことは分かるが、悪用された場合はどうなるのか。農薬全体が安全になってきている中で、本剤の眼刺激性がどの程度のものなのか、眼を洗浄し眼科医の手当を受ければ、後遺症が残るようなものではなく心配ないということでよいのか。

（回答）本剤の毒性試験の結果、眼刺激性は軽度であったことから、使用方法

どおりに使用した結果、眼に入った場合でも、眼の洗浄や眼科医の手当を受ける等の注意事項を付せば問題ないと判断している。悪用された場合については、農薬取締法での規制は難しいため、警察等と連携して対応していきたいと考えている。

(2) 農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたイソチアニル及びチオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）を有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取に関する資料」（資料6及び7）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) チオベンカルブに関し、農薬使用者安全評価部会がパブリックコメントを実施する前に2回開催されている。これも申請者に追加で試験成績の要求をしたということか。

(回答) そのとおりであり、そのために時間を要した。

(質問) データの追加要求を行う場合もあるようだが、その内容はバラバラなのか。何か共通点があるのであれば、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」を見直す等の対応により、審議期間の短縮が図れるのではないか。

(回答) 再評価を進めていく中で、提出される資料について似たような内容の指摘があるということで、その傾向を踏まえ、同じことが起こらないように申請者全体に共有する等、改善を図ってきているところ。事務局としても再評価に要する期間をできるだけ短縮していきたいと考えている。

(3) 農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、チオファネートメチル、トプラメゾン、プロパルギット（別名BPPS）、ベノミル、ベンシクロン及びメソトリオンを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料8-1）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料8-2）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 使用者安全評価部会と消費者庁の審議を並列で進めるという取組を導入したことによる期間短縮の効果はいつ頃現れるのか。また、資料提出から諮問まで1年近くを要しているところ、諮問までの期間の短縮や、今後の評価期間の目安的なものがあれば教えていただきたい。

(回答) 各省庁における審議を並列で進める方式に変更したのは本年4月であり、その効果がまだ見えづらいところであるが引き続き、関係府省庁間で連携し、円滑に審議を進めて参りたい。また、資料提出から諮問までの期間を含め更に短縮できないかという点については、申請資料に対するよくある指摘事項として一般化できるものを申請者全体に共有しており、業界にもご協力いただきたい。

(4) 「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の一部改正について

生物農薬評価部会の委員より、「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の一部改正について（資料9）に基づき、生物農薬に関する「軽微な事項の変更」に該当する場合について生物農薬評価部会において検された結果が説明され、「「農業資材審議会が軽微な事項と認める場合」について」の一部改正案を案のとおり決定することについて了承された。

質疑応答なし。

(5) 「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（報告）

生物農薬評価部会の委員より、「「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（報告）」（資料10-1）及び「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」（資料10-2）に基づき、生物農薬評価部会における検討の結果、「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案が了承されたことが、報告された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) バクテリオファージを有効成分とする微生物農薬の製造に当たって、有効成分である微生物以外の微生物が利用される場合、その情報は重要な情報であると想料するが、当該微生物の情報については、部会で審議はされるが、公開されないという理解でよいか。

(回答) 当該情報は、農薬の原体等の製造に関する情報であり、ご理解のとお

り、非公開とすることが適切と考えている

- (質問) 微生物農薬というのは、今後増えていく可能性があるということか。
- (回答) 今後、どのような農薬が伸びていくかの予見は難しいが、微生物農薬については安定性に課題があったが技術的に向上してきていること、また抵抗性が出にくいくこと等にメリットがあると思料。化学農薬ではないという面からも注目を集めしており、微生物農薬を含めた生物農薬は、今後期待されるところが大きいと考えている。

(6) 新たな科学的知見活用の見える化について（報告）

事務局より、「新たな科学的知見活用の見える化について（報告）」（資料 11）に基づき、2025 年度上半期における情報を整理し、報告。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問) フルフェナセットとメトリブジンについて、欧州における内分泌かく乱作用への対応が記載されているが、我が国の毒性評価の場ではいろいろな毒性試験を踏まえたうえで用量反応性を確認し、内分泌かく乱作用を含めて評価を行っている。今回、欧州は、内分泌かく乱作用があるからハザードカットオフという考え方で判断しているようだが、その判断がどのようになされているのかを含めて更なる情報があれば教えていただきたい。
- (回答) 欧州においては、*in vitro* 試験等による内分泌かく乱作用の有無の確認のほか、実験動物を用いた高次の試験で実際に毒性が認められているのかを確認し、作用機序が説明可能か、生物学的に妥当かどうかも加味して、内分泌かく乱物質の要件に当てはまるかどうかを判断しているものと承知。内分泌かく乱に関係するエンドポイントの無毒性量を動物試験成績からも判断しつつも、こういった要件に該当した場合には承認を認めないという措置をとっているものと理解。
- (意見) 欧州において、ある程度オーソライズされた形で内分泌かく乱作用が評価されているということであれば、妥当性も含めて我が国でも検討していくかなければならないのではないか。昨今、引用文献などで、NOAEL よりも低い用量での内分泌かく乱作用の有無を検討しなければならない状況等もあり、何をもって内分泌かく乱物質と定義されているのかということについて、引き続き情報収集いただければと思う。
- (質問) 内分泌かく乱物質の取扱いについては、国際的な議論が続いているものと認識。農薬分野に限らず分野横断的な検討を要する背景があることも承知しているが、農薬登録制度において内分泌かく乱をどう扱うべきか、特に閾値を設定できない毒性として扱うのかどうかについて、この報告とは別に検討する必要があるのではないか。
- (回答) 内分泌かく乱作用は、現在、閾値が設定できるものであると認識しており、動物試験成績をもとにしたリスク評価で登録の可否を判断するという考え方のもと、実際にリスク評価、リスク管理を行っているところ。また、メカニズムを知りたい場合に試験成績の提出を申請者に

要求できる規定である。内分泌かく乱作用については環境生物への影響という観点もある他、分野横断的な検討も必要となるため、関係府省で連携して対応する必要があると認識。今後とも関係府省と連携して国際的な議論を注視して参りたい。

- (質問) 欧州ではハザードカットオフという考え方が採用されているが、米国についてはリスク評価ということで、日本と同じようなスタンスと理解してよいかどうか、情報があれば教えていただきたい。
- (回答) 米国は、日本と同様にリスク評価、リスク管理に基づく枠組みを採用しているものと理解。海外情報を収集する際には、欧州、米国だけでなく、OECD やコーデックス委員会などの国際機関における議論の動向についても把握しており、それらの情報も参考にしながら検討して参りたい。
- (質問) メトリブジンについて、欧州において承認を更新せず、登録取消しが公表されている中で、米国においても再評価中のことであるが、米国でも認可取消しとなった場合、日本でどのような対応をとるのか教えていただきたい。
- (回答) 米国での再評価結果がどのような形になるのかについては予断をもつて申し上げられないが、再評価の結果、仮に厳しい措置となった場合、どういった毒性試験成績に基づき判断したのか等を精査しながら、今後の対応を検討して参りたい。

(7) その他

特になし。

(以上)